Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
37	37	32	14	12	17	28	12	23	2	1	7	7	1	0	33	0	3	3	29	4	8	0	0	0	1	1	10	2	11	17	10	8
静岡県	静岡市	○	○	○	○	○		○							○				○										○	○		○
静岡県	浜松市	○				○		○							○				○	○										○	○	
静岡県	沼津市	○					○	○									○	当初申請は4月末日までを期限とし、随時申請は毎月15日を期限に1月まで受付し、申請月の翌月から援助	○												○		○
静岡県	熱海市	○				○									○				○											○		
静岡県	三島市	○			○	○		○			○	ひとり親家庭向けパンフレットに制度を記載			○				○								○	○	○	○		
静岡県	富士宮市	○	○		○	○	○	○							○				○													
静岡県	伊東市	○	○	○	○	○	○	○					○						○						○	申請書の提出は希望者のみとなるが、制度周知のお便りは年度内に1回以上全世帯に学校より配布している。			○	○		○
静岡県	島田市	○	○		○	○	○	○							○				○										○			
静岡県	富士市	○			○		○	○							○				○								○	○		○	○	
静岡県	磐田市	○	○			○	○	○			○	就学時健康診断の案内に、就学援助制度の案内を同封して送付 児童扶養手当申請時に、就学援助制度の案内を配布			○				○										○	○	○	○
静岡県	焼津市	○	○		○	○									○				○								○					
静岡県	掛川市	○			○	○		○							○						○						○		○	○	○	
静岡県	藤枝市	○	○		○	○									○				○										○			
静岡県	御殿場市	○	○	○		○									○				○											○		
静岡県	袋井市	○	○		○		○	○							○				○								○				○	
静岡県	下田市	○				○		○							○				○											○		
静岡県	裾野市	○			○		○	○							○				○	○									○	○		
静岡県	湖西市	○									○	就学時健康診断の案内文書に、就学援助制度を掲載			○					○											○	
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○									○				○										○			
静岡県	御前崎市	○	○	○		○									○						○											○
静岡県	菊川市	○									○	就学時健康診断の通知を送付する際に、就学援助制度についての書類を同封する。また、学校に保護者が集まるときに、学校判断で就学援助制度の通知の配布をお願いしている。			○						○								○		○	
静岡県	伊豆の国市	○		○		○									○						○						○					
静岡県	牧之原市	○		○	○	○	○	○			○	世帯状況の変化及び諸会費の支払い状況に応じて、随時、学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。					○	随時申請を受け付けており、申請日分から援助。締切は設けていない。			○										○	
静岡県	東伊豆町	○				○									○				○		○											
静岡県	河津町						○								○				○													○
静岡県	南伊豆町			○		○		○							○				○								○					
静岡県	松崎町	○	○			○		○	○						○				○											○		
静岡県	西伊豆町			○		○		○							○				○								○			○		
静岡県	函南町	○		○		○		○							○				○										○	○		
静岡県	清水町	○	○		○	○	○	○							○				○								○					
静岡県	長泉町	○				○					○	就学時健診の案内に同封して配布			○				○											○		○
静岡県	小山町				○			○							○				○													
静岡県	吉田町	○			○	○		○							○				○											○		
静岡県	川根本町	○							○	○					○				○	○							○					
静岡県	森町					○		○							○				○												○	
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○		○	○	○	○	○			○	世帯状況の変化及び諸会費の支払い状況に応じて、随時、学校が保護者に口頭で制度の周知をしている。					○	随時申請を受け付けており、申請日分から援助。締切は設けていない。			○										○	
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○	○	○		○									○						○											○

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものの全てに○）												＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7）の場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合などの対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
37	37	25	8	4	0	0	0	0	25	1	0	7	0	0	0	0	0	2	11	12	0	10	5	6	16	7	0	1	0	0	7	7	0	2	2	2	0	1	1
静岡県	静岡市	○							○										○			○	○	○	○														
静岡県	浜松市	○							○											○											○	児童扶養手当証書の発送時に、就学援助制度の案内チラシおよび申請書類を同封している（対象となる年齢の児童がいる世帯のみ）							
静岡県	沼津市	○							○										○			○									○	就学時健康診断のお知らせに制度の案内チラシを同封							
静岡県	熱海市			○																																		○	入学前支給について検討予定であったが、令和3年7月に発生した災害に係る対応業務が増えたため、着手できていない。
静岡県	三島市	○							○											○		○			○	○		○			○	ひとり親家庭向けパンフレットに制度を記載							
静岡県	富士宮市	○							○										○						○														
静岡県	伊東市	○							○										○												○	就学時健康診断の案内に併せて就学援助制度周知資料を市教委から送付。当日会場にも資料を用意して対応しています。							
静岡県	島田市	○							○										○					○	○	○													
静岡県	富士市	○							○										○						○														
静岡県	磐田市	○							○									○				○		○															
静岡県	焼津市	○							○										○			○	○		○														
静岡県	掛川市	○							○											○		○			○	○													
静岡県	藤枝市	○							○											○		○	○		○	○													
静岡県	御殿場市		○							○																													
静岡県	袋井市	○							○									○				○	○		○														
静岡県	下田市		○									○																											
静岡県	裾野市	○							○										○			○			○														
静岡県	湖西市	○							○											○											○	就学時健康診断の案内文書に、就学援助制度を掲載							
静岡県	伊豆市	○							○										○			○	○		○														
静岡県	御前崎市		○									○																											
静岡県	菊川市	○							○										○												○	就学時健康診断の通知を送る際に、就学援助制度の書類を同封することによって周知している。							
静岡県	伊豆の国市			○																														○		○			
静岡県	牧之原市	○							○											○				○	○	○													
静岡県	東伊豆町		○									○																							○				
静岡県	河津町		○									○																											
静岡県	南伊豆町			○																														○	○				
静岡県	松崎町		○									○																											
静岡県	西伊豆町	○							○											○						○													
静岡県	函南町	○							○											○				○															
静岡県	清水町	○							○											○					○														
静岡県	長泉町	○							○										○												○	就学時健診の案内に同封して配布							
静岡県	小山町	○							○											○					○														
静岡県	吉田町	○							○											○					○														
静岡県	川根本町		○									○																											
静岡県	森町			○																																○			
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○							○											○				○	○	○													
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合		○									○																											

																														3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの１つにＯをしてください。							
		＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てにＯ）					＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容										
都道府県	市町村名	ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化し、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給である）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
37	37	28	7	2	0	0	0	0	28	0	0	7	0	0	0	0	0	2	10	16	0	1	2	0	0	1	1	15	2	17	0	0	3	0	1
静岡県	静岡市	○							○										○									○							
静岡県	浜松市	○							○											○								○							
静岡県	沼津市	○							○										○														○		
静岡県	熱海市			○																						○	入学前支給について検討予定であったが、令和3年7月に発生した災害に係る対応業務が増えたため、着手できていない。			○					
静岡県	三島市	○							○											○										○					
静岡県	富士宮市	○							○										○									○							
静岡県	伊東市	○							○										○											○					
静岡県	島田市	○							○										○											○					
静岡県	富士市	○							○										○									○							
静岡県	磐田市	○							○									○															○		認定基準の変更はないが、新型コロナウイルス感染症の影響による理由を示す申立書及び直近3ヶ月分の給与明細書を提出してもらい、年間収入に換算して認定を判断している。※R4.6月現在対象者なし
静岡県	焼津市	○							○										○											○					
静岡県	掛川市	○							○											○								○							
静岡県	藤枝市	○							○											○										○					
静岡県	御殿場市	○							○											○								○							
静岡県	袋井市	○							○									○										○							
静岡県	下田市		○									○																		○					
静岡県	裾野市	○							○										○											○					
静岡県	湖西市	○							○											○									○						
静岡県	伊豆市	○							○											○								○							
静岡県	御前崎市		○									○																○							
静岡県	菊川市	○							○										○									○							
静岡県	伊豆の国市	○							○											○								○							
静岡県	牧之原市	○							○											○										○					
静岡県	東伊豆町		○									○											○							○					
静岡県	河津町		○									○																		○					
静岡県	南伊豆町			○																		○	○										○		
静岡県	松崎町		○									○																		○					
静岡県	西伊豆町	○							○											○										○					
静岡県	函南町	○							○											○								○							
静岡県	清水町	○							○											○									○						
静岡県	長泉町	○							○										○											○					
静岡県	小山町	○							○											○										○					
静岡県	吉田町	○							○											○								○							
静岡県	川根本町		○									○																		○					
静岡県	森町	○							○											○								○							
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○							○											○										○					
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合		○									○																○							

		4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、基金、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)	(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば準要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																					倍	倍			ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)		年	月	
37	37	32	33	31	31	30	32	20	18	28	27	19	17	21	25	15	3	13	0	4	31	0	4	1	10	8	5	5	0	1	1	8	8	
静岡県	静岡市															○					1.3				○		○			○(公表値算定の際はア)	見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、認定当初の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定を行う。			10%未満
静岡県	浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○							10%未満
静岡県	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○						平成24	12	15%未満
静岡県	熱海市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													10%未満
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3			・災害により当該年度に急激に生活状況が悪化したと認められる者。 ・その他教育委員会が必要と認められる者。										10%未満
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
静岡県	伊東市		○													○					1.3					○						平成25	4	15%未満
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.5													15%未満
静岡県	富士市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				認定基準のほか、校長や民生委員の意見書をもとに総合的に認定する。										10%未満
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○				1.5				○		○							10%未満
静岡県	焼津市	○	○															○			1.5													10%未満
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					○						平成24	12	10%未満
静岡県	藤枝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5													10%未満
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.8				○			○						10%未満
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.5					○						平成24	7	10%未満
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.5					○						平成24	12	5%未満
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○				基本的には特別支援認定基準を用いているが、養育費等は加味して算定をしている。										10%未満
静岡県	湖西市															○					1.3					○						平成24	12	5%未満
静岡県	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						5%未満
静岡県	菊川市																○				1.5				○		○							10%未満
静岡県	伊豆の国市	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○					1.3					○						平成30	10	5%未満
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○								○			○			1.5													10%未満
静岡県	東伊豆町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					1.5					○						令和3	10	5%未満
静岡県	河津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
静岡県	南伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.3				○			○						10%未満
静岡県	松崎町	○	○	○	○		○			○	○				○					○				国民健康保険税の減免										5%未満
静岡県	西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○				○	1.3			教育委員会が特に必要と認めた者				○						10%未満
静岡県	函南町						○							○																				5%未満
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○		○							10%未満
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5													10%未満
静岡県	小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													5%未満
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.5													10%未満
静岡県	川根本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○	○	○	○	○	○								○			○			1.5													10%未満
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○						5%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
37	37	36	2	2	7	7	7	28	28	0	0	36	0	0	9	9	9	28	28	0	0	24	20	20	3	3	3	0	0	2	1	36	22	22	13	13	13	2	2	0	1	32
静岡県	静岡市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	38,808								○	○	25,208								
静岡県	浜松市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	19,520								○	○	26,799								体育実技用具費は対象費目であるが実績がない費目です。
静岡県	沼津市	○						○	11,630			○			○	54,060	47,674					○	○	0								○	○	8,469								通学費…対象児童なしのため 校外活動費（宿泊を伴うもの）…新型コロナウイルスの影響により、宿泊を伴う校外活動を行わなかったため 医療費…児童の医療費が他制度で助成されているため
静岡県	熱海市	○			○	11,630	10,770					○			○	51,060	51,060					○	○	2,229								○			○	22,690	9,795					医療費は支給実績なし
静岡県	三島市	○			○	11,630	10,673					○			○	51,060	51,060					○	○	0								○	○	23,034								医療費：子供医療費助成により入院及び通院医療費無償（0～18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども） めがね購入費：1回/人・年度 通学費：支給実績なし
静岡県	富士宮市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	22,213								
静岡県	伊東市	○						○	11,520			○						○	40,600			○	○	0								○	○	15,152								通学用品費は学用品費に合算して支給している。 学用品費は1年生は11,520円 2年生以上は13,770円としている。 体育実技用具費、通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費については支給実績なし。
静岡県	島田市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	20,643								
静岡県	富士市	○						○	11,630			○						○	51,060			○								○		○	○	25,600								通学費：特別支援学級に在籍する児童生徒が対象 公共交通機関利用の場合は実費、自家用車の場合は1kmあたり20円
静岡県	磐田市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	25,753								体育実技用具費、通学費、生徒会費は支給実績なし。
静岡県	焼津市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	18,785								○	○	23,338								医療費について支給実績なし
静岡県	掛川市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	26,667								通学費は実績なしのため0円
静岡県	藤枝市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	40,720								○	○	26,960								
静岡県	御殿場市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	25,794								医療費実績なし
静岡県	袋井市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	20,000	2,380					○			○	22,690	22,605					
静岡県	下田市	○			○	11,630	10,170					○			○	51,110	51,060															○			○	25,000	22,260					オンライン学習通信費、医療費については、令和3年度実績なし。修学旅行費については、各学校の平均的な費用を参考にしている。
静岡県	裾野市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	27,640								学校給食費（小学校）@4,900*11ヵ月分＝53,900円
静岡県	湖西市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	35,000								支給平均額は令和4年度予算単価 医療費は支給実績なし
静岡県	伊豆市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	13,244					校外活動費（宿泊を伴うもの）は3年度は実績なし
静岡県	御前崎市	○			○	11,630	11,630					○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	22,960					通学費、医療費、校外活動（泊あり）、学校給食費は実績なし。学校給食費は令和2年度から無償化。
静岡県	菊川市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,690					体育実技用具費及び通学費は実績なし。 オンライン学習通信費は令和4年度より新設した費目のため、予算に計上した単価を記入。
静岡県	伊豆の国市	○						○	11,640			○						○	51,110			○			○	40,020	0					○			○	21,580	10,673					通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、オンライン学習通信費については対象費目ですが支給実績がありませんでした。 学用品費は特支奨励費の限度額と合わせてあるため、予算単価よりも金額が高くなっています。
静岡県	牧之原市	○	○	10,581								○			○	54,060	51,060					○	○	0								○	○	22,690								通学費、医療費については対象費目だが実績なし。
静岡県	東伊豆町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	28,000	23,004					町の基準が以前からこの28,000円上限で行っているため。（要保護を参考にしている。）
静岡県	河津町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○						○	22,690			通学費、医療費実績なし
静岡県	南伊豆町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	60,460								○	○	22,690								校外学習費（宿泊を伴うもの）、医療費については、実績なし。
静岡県	松崎町	○						○	11,630			○						○	54,060											○	※1	○			○	22,690	18,188				※2	※1松崎町遠距離通学費補助金で支給。 ※2保護者実費を支給（上限額22,690円）。小6の3人に対し、1人あたり18,188円を支給。 ※3保護者実費を支給（上限額1,600円）。小6の3人に対し、1人あたり450円を支給。他の学年は令和3年度は実績なし。 ※4保護者実費を支給（上限額3,690円）。令和3年度は実績なし。
静岡県	西伊豆町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	48,000								○	○	27,000								校外活動費については、保護者負担が無いため支給0円。
静岡県	函南町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060					○	○	0								○	○	0								通学費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、オンライン学習費、医療費については、 令和3年度実績がないため0円としています。 支給平均額は支給実績を人数で割り算出しています。
静岡県	清水町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	22,690					校外活動費(宿泊を伴うもの)及びクラブ活動費については、支給対象者がなかったため、実績なし。
静岡県	長泉町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	27,000								「支給平均額」について、令和4年度予算に計上した単価で記入 通学用品費は小2～小6のみ支給 医療費は支給対象費目だが実績なし
静岡県	小山町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	28,000								体育実技用具費・通学費・校外活動（泊あり）・医療費は実績がなかったため支給はありません。 学校給食費は給食費無償化に伴い支給はありません。
静岡県	吉田町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○			○	22,690	22,690					支給平均額については、令和4年度予算計上単価とした。
静岡県	川根本町	○			○	11,420	11,420	○	11,420			○			○	40,600	40,600	○	40,600			○	○	0								○			○	21,490	21,490	○	21,490			体育実技、校外活動費（宿泊の有無共）及び通学費、医療費は支出実績なし。
静岡県	森町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	22,690					「通学費」について、対象費目はあるが実績はない。
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	○	○	10,715								○			○	54,060	0					○	○	0								○	○	22,690								新入学児童生徒学用品費、通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの、伴うもの)、医療費は対象費目だが実績なし
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合																																									組合として対象校がない。

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |